

# 荒川クリーンエイド・フォーラム役員報酬規程

平成 30 年 5 月 15 日

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目的)

本規定は、NPO法人荒川クリーンエイド・フォーラム（以下「本会」という。）定款第 17 条の規定に基づき、役員報酬について定めることを目的とする。

### 第 2 条 (用語の定義)

本規程における役員 of 定義は、本会定款第 11 条に定める理事及び監事をいう。

## 第 2 章 報酬及び費用

### 第 3 条 (理事の報酬)

理事の業務については、これを無報酬とする。

### 第 4 条 (監事の報酬)

監事の監査業務については、その従事した日数に応じて報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、日額 30,000 円を上限とする。

### 第 5 条 (業務にかかる実費について)

ただし、役員 of 業務の実施に係る旅費などの実費は支給することができる。